2　競争参加資格

⑴　独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号）第331条及び第332条の規定に該当する者でないこと。

⑵　当機構東日本地区における平成27・28年度の土木工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、本部長が別に定める手続きに基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

⑶　当機構東日本地区における平成27・28年度の土木工事に係る一般競争参加資格で、客観的事項（共通事項）について算定した点数（客観点数）が、1,200点以上であること。（上記⑵の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に客観点数が1,200点以上であること。）

⑷　特定建設工事共同企業体とする場合は上記⑶に加え、次に掲げる条件を満たすこと。

①　特定建設工事共同企業体における代表者（以下、「ＪＶ代表者」という。）は、当機構東日本地区における平成27・28年度の土木工事に係る一般競争参加資格の認定を受け、客観的事項（共通事項）について算定した点数（客観点数）が、1,200点以上であること。

②　特定建設工事共同企業体の構成員について（以下。「ＪＶ構成員」という。）は、東日本地区における認定を受け、かつ客観的事項（共通事項）について算定した点数（客観点数）が1,150点以上であること。なお、特定建設工事共同企業体の構成は最大２者とし、各構成員の構成比率は30％以上とする。申請等については下記⑽による。

⑸　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑹　申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、当機構から本工事の施工場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けていないこと。

⑺　工事請負契約の履行に当たって不誠実な行為があり、工事請負業者として不適当であると認められる者でないこと。なお、不誠実な行為とは、当機構発注工事において、重大な瑕疵が認められるにもかかわらず、瑕疵の存在自体を否定する等の行為をいう。

⑻　１⑷に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑼　暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者でないこと。（詳細は、機構ＨＰ→入札・契約情報→入札心得、契約関係規定→入札関連様式及び標準契約書等→標準契約書等について→別紙暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者、を参照）

⑽　当本部（所管事務所を含む）発注工事の工事成績について、資料の提出期限日前１年以内の期間において60点未満のものがないこと。

⑾　平成17年４月１日から本工事公告日までの期間に、元請として施工を完了した土木工事のうち、次の条件を満足する工事の施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）

①　単体企業による申込みの場合は、次のイ及びロの条件を満たすこと。

イ　整地工（盛土50,000m^{3}以上）、擁壁工（ＲＣ擁壁高さ３m以上）、排水工（φ300、延長400m以上）及び道路工（幅員６m、延長400m以上）のすべての土木工事の施工実績を有すること。（別工事でも可）

ロ　人口集中地区（平成22年度国勢調査ＤＩＤ地区）におけるＲＣ又はＳＲＣ造５階建以上の建築物除却工事の施工実績を有すること。

②　共同企業体による申込みの場合は、全ての構成員が上記①イ又はロの実績を有し、２者で上記①イ及びロの実績を有すること。なお、ＪＶ代表者は、上記①イの実績を有すること。

施工実績として認定する発注機関については、公共機関（当機構、国、地方公共団体、公団、公社等）及び民間のいずれも可とし、公共機関等の工事の場合は、契約書及びコリンズ登録の写しを添付すること。民間工事の場合は、契約書及び確実に工事が完成した工事であることを証明できるもの（引渡書、工事完了引渡証明書等）を添付すること。

⑿　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者（以下、「配置予定技術者」という。）を配置すること。共同企業体の場合は、構成員それぞれが当該工事に専任で配置できること。

①　平成17年４月１日から本工事公告日までの期間に元請として施工を完了した土木工事のうち、整地工、擁壁工、排水工または道路工の何れかの２工種以上（別工事でも可）を含む土木工事において、監理技術者、主任技術者または現場代理人（共同企業体の代表者以外の構成員にあっては担当技術者以上）としての経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。なお、工事の経験を有することを証明できるもの（契約書の写し、コリンズ等）を添付すること。

②　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「同等以上の資格を有する者」とは、次の者をいう。

・１級建設機械施工技士の資格を有する者
・技術士（建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）又は林業部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）の資格を有する者）
・これらと同等以上の資格を有する者と大臣が認定した者

③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者。

④　申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、恒常的雇用関係とは、競争参加資格確認資料提出日以前に３か月以上の雇用関係にあることをいう。

⑤　実際の施工に当たって、配置予定技術者を変更できるのは、病休、死亡、退職等の極めて特別な場合に限る。なお、特別な場合において、やむを得ず変更する場合は、上記①から④の条件を満たす技術者を配置すること。

⑥　配置予定技術者が特定できない場合は、複数の候補者を記入することができる。但しその場合は、各構成員について、それぞれ３名を限度とする。なお、「鶴見一丁目地区基盤整備その他工事」及び「平成27年度鶴見一丁目地区敷地整備工事」の工事着工期限日までは、監理技術者又は主任技術者の工事現場への専任を要しない。

⑦　「平成27年度鶴見一丁目地区敷地整備工事」及び「平成28年度鶴見一丁目地区敷地整備工事」期間中については、２⑾①ロの実績を有する技術者を配置すること。共同企業体の場合は、構成員のうち１者以上が２⑾①ロの実績を有する技術者を配置すること。また、配置する技術者は、現場代理人、主任技術者（監理技術者）及び専門技術者を兼ねることができる。

⒀　本工事における詳細設計業務の実施にあたり、次に掲げる基準を満たす管理技術者を配置できること。技術士（建設部門もしくは上下水道部門のいずれか）の資格を有している者。またはＲＣＣＭ（土質及び基礎、道路もしくは下水道のいずれか）の資格を有している者。また、管理技術者は、工事（設計・施工一括型）請負契約書（以下「工事請負契約書」）第10条に規定する現場代理人、主任技術者（監理技術者）及び専門技術者を兼ねることができる。

⒁　平成25年４月１日から資料の提出期限までの間に、当機構が東日本地区で発注した工事種別「土木」（同期間内に協定方式による工事が含まれる場合には、協定を締結したすべての工事種別「土木」を対象とする。「以下本項において同じ。」）において、調査基準価格を下回った価格をもって契約し、工事成績評定に68点未満がある者（共同企業体又は共同企業体の構成員が該当する場合を含む。）においては、次の条件を満足していること。

①　当機構が発注した工事種別「土木」で調査基準価格を下回った価格をもって入札し、低入札価格調査中の者でないこと。